

空き家の適切な管理は

所有者の責任です！！



町内に空き家をお持ちの皆さまへ

●問い合わせ／政策調整係

空き家を適切に管理しないで放置しておく、防災や防犯、衛生面で問題が生じたり、景観が損なわれるなど、地域の皆さんの生活にさまざまな影響を及ぼします。空き家は個人の財産であり、その管理は空き家の所有者が行わなければなりません。

定期的に建物の状態を確認し、適切な維持管理をお願いします。

空き家を放置をすると、こんなことに…！！

- 外壁の汚れや破損
- 窓ガラスの割れ
- 雨漏りによる天井や床の腐食



- 害虫や害獣(蚊、ハチ、ネズミなど)の発生
- 敷地内の庭木や雑草が生い茂り、隣地や道路にはみ出て、車や歩行者の通行の妨げになる

空き家の管理について

- 空き家の所有者が亡くなったなどの理由により、相続をしっかりと行わずに放置されているものが増えています。所有者がいなくなった場合は、管理者を決め、今後の管理方法や活用方法を考え、活用が見込まれない場合は、解体などを検討しましょう
- 空き家の管理不全が原因となって、近隣住民などがケガをした場合、空き家の所有者は民法第717条による損害賠償責任を負う可能性がありますので、定期的に確認を行い、破損した場合には修理するなど、周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

※空き家を解体する場合には、町の補助制度を活用できる可能性がありますので、お問い合わせください。



所有または管理している建物が空き家になる場合は役場へご連絡ください

空き家台帳に情報を登録し、町民の皆さんから苦情の連絡がある場合などに連絡させていただくために、利用することがあります。

※町が空き家の管理を引き受ける訳ではありませんので、ご注意ください



空き家バンク制度をご活用ください

空き家の売却または賃借を希望する人から申請を受け、その情報を町ホームページに公開し、空き家の利用を希望する人へ情報提供する制度です。

詳細については、お気軽にお問い合わせください。

